

## 消費生活相談のあれごれ

No.42

発行:東澳西部広域行政事務組合

## 格安スマホ

今や生活に欠かせない存在になったスマートフォン。とても便利ですが、利用料金はそれなりに高額です。そんな中「格安スマホ」と呼ばれるものが出てきています。

「格安スマホ」とは、MVNO といわれる事業者が、独自で調達した安価なスマートフォ ンと、事業者独自ブランドの通信サービスを組み合わせて提供するものです。

MVNO 事業者とは、自前の通信設備を整備してサービスをおこなっている大手通信会社 から設備を借り受け、独自ブランドの通信サービス(いわゆる格安 SIM)を提供する事業

低価格の通信サービスは大きなメリットですが、利用には多くの注意点があり、契約前 の確認が不可欠です。



## ほんと一に こんな相談ありました



スマートフォンに「有料動画の利用履歴があり、利用料金が <mark>未払いになっている。至急電話をするように。連絡がなければ</mark> 法的措置をとる」と、DMMという事業者からSMSメールが 来た。全く身に覚えがない。連絡したほうがいいか。

(※SMS メール:電話番号を利用したショートメール)

**身に覚えのない請求は、支払う必要はありません。メールに記載してある電話番** 号にも電話してはいけません。

「株式会社DMMcom」をかたる架空請求について、消費者庁から注意喚起が出 ています。(平成28年1月18日発表)

## 3月の相談件数

新規·継続合計 (■=10件 **■**=1件)

店舗購入

訪問販売

■■■■■■■ 8件

訪問購入

11111111 9件

通信販売

■■111 23 件

連鎖販売

■ 2件

電話勧誘

■ 10件

送り付け商法

0件

無店舗販売

0件

不明

■ 11件

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

間/10:00~16:00 談/原則予約制

相談料/無科

予 約/住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業